

岩手県監査委員告示第 12 号

監査結果の公表（平成 21 年岩手県監査委員告示第 1 号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成 21 年 3 月 6 日

岩手県監査委員 中 平 均
岩手県監査委員 工 藤 勝 子
岩手県監査委員 菊 池 武 利
岩手県監査委員 谷 地 信 子

- 1 監査対象機関名 二戸教育事務所
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 平成 20 年 10 月 16 日
 - (2) 本監査実施日 平成 20 年 11 月 20 日
- 3 監査結果の公表の日 平成 21 年 1 月 13 日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
扶養手当及び期末手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが 1 件、246,100 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より多く支給していた扶養手当及び期末手当については、過年度分 184,000 円は平成 20 年 10 月 16 日に返納し、現年度分 62,100 円は返納額を入力の上平成 20 年 9 月 16 日に返納した。 今後は、チェック体制の一層の強化を図り、再発防止に努める。